

## ◆特集・伊方・福島第二原発訴訟最高裁判決◆

## 伊方・福島第二原発訴訟最高裁判決の論点

●佐藤英善・さとう・ひでたけ・早稲田大学教授●

## はじめに

1 一九九二(平成四)年は、原発訴訟史上、ひいては「科学裁判」史上エポック・メイキングな年となった。各地で提訴されている原発訴訟で争われている重要な論点に関し、最高裁がはじめその判断を示した次の三判決を矢継ぎ早に下したからである。これらの判決により、理論的評価は分かれるとしても、この種の訴訟に関して最高裁判所の採用する理論的枠組みの輪郭を知りうることとなった。

① 最高裁平成四年九月二二日第三小法廷判決(原子炉設置許可処分無効確認等請求事件(平成元年(行ツ)第一三〇・一三一号)判時一四三七号二九頁。いわゆる「もんじゅ」最高裁判決)

② 最高裁平成四年一〇月二九日第一小法廷判決(伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件(昭和六〇年(行ツ)第一三三三号)未登載。以下伊方最高裁判決または伊方と略。引用の頁は判決正本の頁)

③ 最高裁平成四年一〇月二九日第一小法廷判決(福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件(平成二年(行ツ)第一四七号)未登載。以下福島第二最高裁判決または福島と略。なお伊方および福島第二最高裁判決の二つの判決を同時に指す場合は両最高裁判決と略。引用の頁は判決正本の頁)

原発訴訟をめぐる論点のうち、原告適格に関し決着をつけたのが①判決であり(1)、原子炉設置許可手続、処分の性質、訴訟審理(司法審査の対象・方法、立証責任)などをめぐる争点に関し最高裁の判断を示したのが②および③判決である。

本稿は、これらの判決のうち伊方および福島第二両最高裁判決の検討が課題であり、したがって、両判決が判示した前述の争点に限定して論旨を進めたい。

なお、両最高裁判決はそれぞれ原審判決理由に多少補強意見を加えながらも原審の「認定判断および措置」を是認していることから、これらの最高裁判決とそれぞれの原審判決とは一体をなすものとして検討を加える必要がある。

2 伊方および福島第二原発訴訟の事実の概要  
(1) 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件(2)

本件は、原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)に基づく四国電力株式会社の原子炉設置許可申請に対し、内閣総理大臣Y(法改正によりその後通産大臣)の行った許可処分は安全審査に瑕疵があるとして、発電所予定地周辺の住民Xらがその処分の取消を求めて提訴した事件である。

第一審判決は、Xらの原告適格は認めしたが、本案では本件処分には手続的もしくは実体的違法はないとして請求を棄却した。控訴審判決は、基本的には第一審判決と同旨の判断を下しているが、いくつかの争点について補正および補足説明を加えている。本稿との関係でいえば、原子炉設置の安全性審査に関する司法審査のあり方について、実体的判断代置方式によることの限界を明言した上で、安全性の「全面的、積極的」審査を否定し行政庁の安全性の判断過程に不合理な点がなかつ

たか否かの限度で行うのが相当であるとした点などが特徴的である。

(ロ) 福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件<sup>(3)</sup>

本件は、原子炉等規制法に基づいてなされた東京電力の福島第二原子力発電所原子炉設置許可申請に対して内閣総理大臣Y(その後の法改正により通産大臣)が行った許可処分は安全性等に関して違法があるとして、周辺の住民XらがYを相手にして処分の取消請求を行った事案である。

第一審判決は、Xらの原告適格は認められたが、処分につき取り消すべき違法はないとして請求は棄却した。控訴審判決は、第一審判決に一部付加修正を加えてはいるが基本的には第一審判決の判断を維持している。

### 一 原子炉設置許可手続<sup>(4)</sup>

1 上告人は、憲法三一条は、原子炉設置規制手続を定める法律には、周辺住民の規制手続への参加、関係書類・資料の公開、設置基準(安全基準)の明白かつ定量化の三点を定めることを要請しているとし、かかる定めを欠く原子力基本法および原子炉等規制法(以下規制法等)は違憲であり、上告人らに告知、聴聞の機会を与えずにした本件原子炉設置許可処分は、同条に違反する、と主張していた。

この点に関し両最高裁判決は、以下のように判断した。

① 行政手続は、憲法三一条による保障が及ぶと解すべき場合でも、刑事手続の性質とは差異があること、また、行政目的に応じた多種多様であるから常に必ず行政処分の相手方等に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるなどの手続を設けることを必要とするものではないこと(伊方九頁、福島七・八頁。両判決同文)。

② 原子炉設置許可処分には、原子力の開発・利用の計画との適合性や原子炉施設の安全性に関する極めて高度な専門技術的判断を伴うことから、規制法は許可をする場合に、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならないと定めており、これに鑑み規制法等が、周辺住民の参加手続、設置申請書等の公開あるいは周辺住民への告知・聴聞を定めていなくとも憲法三一条の法意には反しないこと(先例として最高裁判昭和六一年(行)第一号平成四年七月一日大法廷判決(民集四六巻五号四三七頁)を引用。伊方九・一〇頁、福島八頁。両判決はば同文)。

2 最高裁のこのような考え方は、この種の許可手続の特質を考えれば、現実的な一つの考え方として評価できる。専門技術的裁量統制の手法として専門的機関による審査は不可欠であり、それを前提にした手続的統制の重要性を否定する者はいないと思われる。

ただ、裁判所の見解に与するには、形式的な手続面(判断過程の手続面とよんでもよい)だけの審理にとどまらず原告側から主張された事項について

は行政の判断過程の実体的側面にも可能ながざり踏み込んだ審理方法が不可欠の条件である。その際、とくに重要なのは、専門機関が審査する場合でも、審査基準の設定と公開は不可欠である。そして裁判所は、審査基準そのものに不合理な点はなかったかにも目を向ける必要がある。それを専門技術的裁量だからとして、行政のおこなった

安全性判断過程の外見的審査だけにとどめ司法判断を自制するというのでは、裁判所の機能に限界があることを認めてもなお、重大な保護法益をめぐる権利救済としては不十分との疑念を拭い得ない。行政機関内部における「手続」は存在するが、被害を受ける立場にある者との関係での事前手続もなく資料公開も不十分なまま行政主導で展開し、裁判所による審理も行政の判断過程のみが対象になるというのでは、依然十全な権利救済とは言えないとの感はぬぐえない。すなわち、事故が起こったときの周辺住民の生命・身体にかかわる重大な法益侵害の問題を考慮した場合、周辺住民への告知・聴聞なしにかかる処分を行うというかという根本的疑念がつきまとう。周辺住民からみれば、裁判所は国民の生命・身体保護のための重大な使命を担っていると期待していたのに、裁判所自ら「裁判所は、もともと科学的・専門技術的な問題……の終局的な判定者たり得る立場」にもなく、かかる問題に関する「行政の……責任を肩替りすべき立場」(以上伊方控訴審判決高松高判昭和五九・一二・一四判時一一三六号四一頁。以下頁数のみ引用)にもないと断言されると、その感はず

すまず強くならう。そうであればなおさら生命身体  
の保護にかかわる安全性の確保について行政は  
いかなる程度の責任を負い得る状況にあるのか、  
行政の判断過程と関連させた形で問題にし得る場  
面が要請されることとなる。それが周辺住民に対  
する告知・聴聞手続とも考えられる。これに対  
し、専門技術性を理由に、このような手続におい  
て素人に告知・聴聞をやってみても意味がないと  
の反論が予想されるが、周辺住民は専門家の協力  
をとおいで、安全性の存否についての疑問点を提  
出し、それに行政側が応えていき、結論は出せな  
くとも、そこでの攻撃防衛の過程がのちに裁判の  
段階で手続面における審理の対象にされれば、裁  
判所の審理は、「行政追従」だとの非難をいささ  
かは解消することとなると思われる。

## 二 トータル審査と分野別段階的審査

1 本件のような原子炉設置許可取消請求事件  
において、処分の違法事由を左右する安全審査  
は、原子炉施設の基本設計のみに限定されるの  
か、それとも基本設計にとどまらず両最高裁判決  
が否定したような使用済燃料の再処理および廃棄  
物の最終処分などを含めた原子炉の安全性がか  
かわる諸問題をトータルに審査しうるのか議論のあ  
るところであった。従来下級審判決では、前者の  
立場が採用され、とくに伊方控訴審判決および福  
島第二控訴審判決で登場してきた「段階的規制方  
式」論⑤（伊方控訴審判決三七頁）ないし「分野

別・段階的規制方式」論（福島第二控訴審判決仙台  
高判平成二・三・二〇判時一三四五号五八頁。以下頁  
数のみ引用）によって安全性審査を基本設計に限  
定する立場が明確になってきたところであった  
が、両最高裁判決も同様の考え方にしたがって論  
旨を進めている。規制法の章ごとの規制対象を検  
討し、さらに「これらの規制（原子炉設置関連規  
制―引用者）が段階的に行われる」（伊方二〇頁）  
とか、「原子炉設置の許可の段階の安全審査にお  
いては、……基本設計の安全性にかかわる事項の  
みをその対象とするものと解するのが相当であ  
る」（同二二頁）と述べているくだがそれであ  
る。

注目すべきは、その理由である。その理由につ  
き伊方控訴審判決は、必ずしも十分ふれていない  
が、福島第二控訴審判決は、いずれの方式を採用  
するかは立法機関の決すべき事項とした上で、規  
制法が段階的規制方式を採用したのは、「安全確  
保の技術が不断に急速な進歩を遂げつつある実状  
に鑑みて、……正確な認識・審査・判断がなされ  
るためには、熟達した専門技術者において、最新  
の高度な科学技術知識に基づく洞察力を駆使し、  
段階を追い分野別に安全確保方法の合理性を検証  
していく必要があり、……右目的を達成するうえ  
で最も有効妥当な規制方式であると考えたからに  
外なら（ない）」（五八頁）からであるとした。  
両最高裁判決は、いずれの方式を採用するかが  
立法機関の決すべき事項（立法裁量事項）か否か  
については、明言するところとなっていないが、

原判決のこの点に関する判示部分を是認してい  
ることから原判決の論理が最高裁でも採用されて  
いると解される。その結果、固体廃棄物の最終処分  
の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法（以  
上両判決―伊方二二頁、福島二二頁）並びに温排水  
の熱による影響（以上伊方二二頁、廃炉、マン・  
マシーン・インターフェイス、SCC（応力腐食  
割れ）の防止対策（以上福島二二頁）等にかかわ  
る事項は、原子炉設置許可の段階における安全審  
査の対象とはならないとの結論に至っている。そ  
してまた、スリーマイルアイランド原子力発電所  
の事故及びその原因（伊方）あるいは類似施設の  
事故（福島）が、本件の安全審査の合理性に影響  
を及ぼすものでないとした原審の判断は正当であ  
る（伊方二二―二三頁、福島二二頁）との結論とも  
無縁ではない。

2 従来の学説からいえば、そして規範的形式  
的構造からいえば、しごくもつともな考え方とい  
えよう。従来の学説による行政処分概念によれ  
ば、処分根拠法規に照らして個々の処分を把握  
し、その処分をめぐる無効ないし取消原因瑕疵の  
存否が裁判所の審理対象とされてきた。すなわち  
本件許可処分の場合であれば、原子炉設置許可処  
分、使用燃料をめぐる許認可処分（貯蔵管理・再処  
理・最終処分）、運転関係許認可処分（保安規定の認  
可）、原子炉解体許認可処分（解体届出）などが考  
えられ、それぞれの処分時点で当該処分にかかわ  
る限りでの安全性の判断対象が審査の対象となる  
ことになる。そして実定法規も通常はこのような

考え方を前提にして制定されてきている。不断に進展して止まない科学技術のかかわる分野において最新の知見を規制システムに反映していくには、安全性の規制を段階的に行っていくのは不可欠であるとともに、また、未来社会の形成に深くかかわる、いわゆる「未来裁判」であることから、そのことも考慮し得る規制方式が要請されるが、これらのことを具体化する規制手法として、段階的規制論が好都合であることは疑いない。しかし、このような段階的規制論は、立法論ないし行政法理論の見直しの問題としては今後さらに検討して見る必要がある。ここではさしあたり以下の点を指摘しておきたい。原子力発電の事故が万が一にも起これば被害の深刻さは想像を絶するものであるだけに、原子力発電に関する安全性の審査は、可能なかぎりトータルに行っていく必要がある、通常の行政処分とは同列に論じ得ない側面を有している。使用燃料の相違、それに応じた原子炉設置自体の安全性、運転上の安全確保、使用燃料の貯蔵・運搬・再処理・最終処理のすべての過程の安全性が確保され得る見通しがついていることが望ましい。しかも、このことが原子力発電にかかわる「一連の規制の最初に行われる重要な行政処分」(伊方二二頁)である原子炉設置許可段階での安全審査で可能であれば、それが行われることが理想であることは疑いない。そしてその判断は、その時点での最新の科学技術上の知見に基づいて可能な限りの判断とならざるを得ないから、その後の科学技術の発展による新たな

知見も改めて規制に反映していく必要がある。この意味で段階的規制を加味する方式もありえよう。この場合の段階的規制は原子炉規制段階の補完的性質をもつものと位置づけることとなる。つまりこれまで主張されてきた段階的規制論は、原子炉設置段階の許可と他の段階における処分との審査対象の役割分担を行い最新の科学技術的知見を反映させていくことを狙った方式である。しかし、この考え方は、論者の意図はともかく、原子炉設置許可は行政庁の政策的・専門技術的裁量であるとすする判例の採用する裁量論を加味して考えた場合、原子力発電のトータルな安全性に十分な見直しをもち得ないときでも、ゴースインを出し得る余地を認めるために原子炉設置許可段階の審査対象を限定することを狙った方式に墮する危険性を否定し得ない。それが実験炉などに関して例外的にあり得ることは認め得る余地があるかもしれないが、トータルな安全性の見直しも得られないまま営業炉などでもそのことが許されるとは到底考えられない。危険な科学技術の社会的利用には、すべてにわたってでなくとも原子炉設置許可段階で安全性の本質的不可欠な部分についての安全性が当時の最新の科学技術的知見によって確認されなければ原子炉設置許可は認めないぐらいの、慎重さが要請されると考える(絶対的安全性を主張しているのではなく、安全性の程度の問題)。

3 筆者のいう段階的規制論は、原子炉設置許可段階で安全性の審査対象をあまり限定することなく、その時点の科学技術的知見に基づいたトータルな安全規制を行い、それに後続する段階的規制を加えて最新の科学技術的知見を反映させていく、重層的上乗せ型安全規制である。そうすると許認可段階の規制基準と異なる基準で後日規制することになる訳であるから、旧来の行政法理論の見直しも要請される。従来の行政法理論はこのような事例を想定して構成されてきたわけのものではないから、このような理論構成は通説的学説には抵触する。少なくともこのような分野における行政法理論の再構成は今後不可欠であろう。この点と関連して筆者は、かつて「観念的には、個々の行政処分としてとらえられる処分であっても、その本質的・内在的相互関係が密接不可分な数個の行政処分については、先行する処分の判断時点において、安全性のトータルな判断が行われてしかなるべきだと考えるがいかなるものであろうか」と問題提起し、「かかる行政処分は、今後一体不可分行政処分として理論構成されることが必要であるように思われる」(6)と述べたことがある。このような問題意識は、今回一連の原発訴訟判決を検討してますます強くなってきている。両最高裁判決が採用した原子炉設置許可段階における安全審査の対象に関する基本設計限定論は、基本設計概念の不明確さから、ボーダーライン上の事例については依然安全審査の対象を確定し得ない状況にある。しかも基本設計の内容の多くが行政の決定に委ねられていると解されていることから生じてくる問題もある。

註は、紙数の関係で必要最小限にとどめた。

(1) 原発訴訟をめぐる原告適格については、阿部泰隆「行政処分無効確認訴訟の原告適格、無効確認訴訟と民事差止訴訟の関係(いわゆる「もんじゅ」判決)」判タ六六三号四三頁、同「国土開発と環境保全」二九二頁以下、首藤重幸「もんじゅ」行政訴訟控訴審判決の検討」法時六一巻一四四頁、高橋滋「最近の原発安全論争と原発訴訟判決——福島第二原発訴訟控訴審判決めぐって」判タ七二六号三一頁、高木光「原告適格を有する周辺住民の範囲——もんじゅ原発控訴審」ジュリ九四五号八二頁。

(2) 「特集・伊方原子力発電所訴訟第一審判決」判時八九一頁二頁。  
(3) 詳しくは、高木光「福島第二原発訴訟」自治研究六一巻二二二頁、高橋・註(1)三一頁。  
(4) この点について詳しくは、保木本一郎「伊方原発訴訟における許可処分手続の違法性の存否」判時八九一頁二頁参照。

(5) 高橋・註(3)三三頁、藤原淳一郎「福島第二原発訴訟第一審判決について」ジュリ八二二七頁。山下龍一「西ドイツ原発設置許可の多段階構造(一)(二)完」法学論叢二二五巻二二五九頁・二二六巻二二五八頁参照。

(6) 以上、佐藤英善「原子炉設置許可の裁量処分性」判時八九一頁二〇頁。

### 三 処分の性質と司法審査のあり方

#### 1 設置許可処分の特徴

① 原子炉設置許可処分をめぐる行政庁の判断の性質に関し、裁判所は、伊方第一審判決(松山地判昭和五三・四・二五行集一九巻四号六一八頁以下。判時八九一頁三五八頁。以下判時の頁数のみで引用)以来「政策的裁量」の側面と「専門技術的裁量」の面があることを認めた上で、後者の裁量権限行使に一定の「制約」を加える手法を採用し、その

裁量権行使の相当性に関する立証は処分行政庁側が負うべきとしてきた(7)。

そしてこの専門技術的裁量には、具体的な審査基準の策定と審査過程の裁量が含まれるとされてきた(福島第二第一審判決一二二頁。伊方控訴審判決四一頁も同様。福島第二控訴審判決も審査対象の決定等も行政庁の専門技術的裁量としているから同旨と解される(同五七頁))。

② 面最高裁判決は、基本的には控訴審判決を維持した上で、規制法二四一条一項が「技術的能力」(同項三号)と「災害の防止上支障がないものであること」(同四号)と定めた趣旨は、原子炉設置者が技術的能力を欠くとき、または原子炉施設の安全性が確保されないときの周辺住民等の生命、身体に対する危害の重大性、周辺環境の放射能汚染の深刻さなどから、災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可段階での安全性審査は、「多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされる……」(伊方一五〇一六頁)として、原子炉設置処分の専門技術的裁量を認め、その性質上その審査を行うには、「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。」(同六一六頁)としている。

2 安全性審査をめぐる裁量の考え方  
判例の説く裁量論のなかで、まず、評価すべき点は、政策的裁量と専門技術的裁量の関係を明確にすることによって裁量論をさらに精緻化したことである。例えば、伊方控訴審判決は、規制法および関連法令は、行政庁に対して「原子炉の安全性が肯定された場合における原子炉設置の可否についての政策的裁量のみでなく、安全性を肯定する判断そのものについても専門技術的裁量を認めていると解せられる」(四二頁)と判示して、原子炉設置許可処分をめぐる政策的裁量とは「安全性が肯定された場合における原子炉設置の可否」をめぐる行政庁の判断であることを明確にしたからである。したがって、まず、「安全性の存否をめぐる専門技術的裁量」判断が行われ、その上で原子炉設置の可否をめぐる「政策的裁量」判断が行われることとなる。このことを高木光教授は福島第二第一審判決の段階で「二段階の裁量」と名付けたが(8)、そのとおりであり、この点は伊方控訴審判決でより一層明白となった。しかし、政策的裁量と専門技術的裁量の関係を明らかにすることを通じて、政策的裁量の領域を絞りこんだ意義は大きい、その反面で、専門技術的裁量については逆に全面的、積極的審理を排除する免罪符を裁判所に与えたことを意味することともなった。そしてさらに、安全性の判断を大きく左右する審査基準の策定そのものをも裁量としている。原子炉の安全性判断の要は、その判断過程であ

り、それを決定的に左右するのは安全審査基準であることは疑いない(9)。それにもかかわらず裁量基準の策定も、安全審査の判断過程も裁量とした上で、その実体的判断は行わないというのであるから、安全性審査のいわば本丸には裁判所は踏み込まない、というわけである。仮に、判断過程の手続的審査を行うという見解に立ったとしても、まず、安全基準そのものの審査からはじめるべきであろう。それ故、最高裁判決が、「具体的審査基準に不合理な点」(伊方一七頁)がある場合には、違法となるとしていることからすると、このことの重要性には目を向けているわけで、問題は、この指摘に値するような審査をしていないということである。

ドイツではどちらかというところ裁量を否定した上で、実体判断をする傾向にあるのと対照的である(10)。さらに、最近、安全性をめぐる判断は、本来の意味での裁量ではないとする見解もいくつか見られるようになってきていることからしても(11)、判例の説くようなこれほど広範な裁量が認められるかには疑問が残る。東海第二第一審判決は、この点につき「同じ裁量でも政策的裁量とは趣旨と根拠を異にする」こと、「そして(専門技術的裁量といえども)引用者、内閣総理大臣の自由な考えによって安全か否かの結論を出してよい」という意味での裁量の幅があるものではなく、安全か否かの結論自体は、専門技術的検討の結果一義的に定まるものというべきである。その意味において、安全性の判断に裁量の余地はないとい

う原告らの主張も、正当な点を含んでいる……。しかし、……どのような事実をどのようにして確認すれば安全かという点について、まさに専門技術的知見に基づいて個別的、具体的な選択、判断がなされることが期待されているものであり、そこに健全な裁量を働かせる余地がある。」(一〇八頁)との指摘に注目したい。裁量の余地があったとしても、それはせいぜい、判決に言う程度のものであろう。安全性をめぐる行政の判断余地を、この判決のごとく理解したうえで、その判断過程の司法審査を行う考え方を検討すべきと考える。

### 3 裁判所の審理・判断の方法

① 裁判所による審理方法は理論的には多種多様あり得るが(12)、両最高裁判決は、そのなかでもとくに実体的判断代置方式で判断しているのか、あるいは手続的審理方式を採用しているのか、それとも両者の併用か、あるいは全く別の方式なのかである。安全性をめぐる裁量判断の司法審査のあり方は、その性質上旧来の裁量審査の法理をそのまま適用しうるものではないだけに、議論のあったところである。その後裁判所における創意工夫といくつかのすぐれた理論が登場するにつれて、裁判所も審理・判断の方法について明確な立場を採用するようになってきた。その代表例が伊方控訴審判決であろう。同判決は、安全性審査をめぐる裁量判断の特質を前述したようにとらえ、さらに「裁判所は、もともと科学的・専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者た

り得る立場にはなく、なお、行政の右のような責任を肩替りすべき立場にもない」として裁判所の役割を明確に意識した上で、「これらの事情を総合して判断すれば、権利救済の必要性にかんがみ、原子炉設置の安全性を肯定する行政の判断に対し司法審査が行われるべきことは当然であるが、その審査の範囲については、いわゆる実体的判断代置方式が採られる通常の行政訴訟の場合と同様に考えることはできず、おのずから限界があるといわざるを得ない」(四二頁)とした。

そして司法審査の範囲について、「その安全性いかんという問題について裁判所が全面的、積極的に審理判断するのではなく、安全性を肯定する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当であり、ただ、その点の主張立証については、公平の見地から安全性を争う側において行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当である」(同四二頁)と判示した。

両最高裁判決の論理は、原判決を維持していることから、審理の対象、方法、立証責任などに関し、控訴審判決と同様と考えられる。審理の方法については、例えば伊方最高裁判決は、原子炉設置をめぐる専門技術的裁量の特質を指摘したのち、「裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審

議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、……処分は違法と解すべきである」(伊方一六〇一七頁)と判示しているからである。

主張・立証責任に関しては、処分の性質(裁量性があること)にかんがみると、被告行政庁の判断の不合理性の存否の主張・立証は、「本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどを考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した……具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、……右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」(同一七〇一八頁)とした。

問題は、実体判断前置方式は採用されていないのは、明白であるが、しからばいかなる方式を採用したことになるのか、である。大幅な専門技術

的裁量を認め、その裁量権の行使に著しく不合理な点はないかを判断する手法をとっているところからみると、従来の専門技術的裁量論の枠組みを維持した上で、公平さの観点から立証責任の配分に関して修正を加えたものと評することもできる。あるいは、さらに原田教授の説く手続的審理方式の発想の一部を借用して加味したものとの評価もできる。教授は手続的審理の重要性を早くから指摘してきたが、他方で手続的審理方式の限界にも目を向け、結局、もっとも「中庸的関与のあり方」として、一旦原告側から事実に基づいた疑惑点を示されたら、その点について行政庁側は釈明し、裁判所の審理は「行政庁の示した判断資料と、それに基づく行政庁の推論過程の合理性を審理するにとどめ、それが経験則上いちおう合理的と認められるかぎり、行政の判断を支持すべきものとおもう」<sup>(13)</sup>とする。この後半部分にいう裁判所の対応に関する教授の発想は、両最高裁判決の発想とも類似していると思われるからである。ただ、教授が裁判所に期待した「手続的実体審理方式の新生面」<sup>(14)</sup>は切り開かれなかったのは疑いない。

筆者は、「手続的実体審理方式」の開発と同時に、ドイツにおけるように、このような領域における「実体的審理方式」がどこまで可能かを検討して見る必要があるようにおもう。

(7) このような考え方は、その後本案でこの点を判断した判決を判決年月日順に見ていくと、福島第二第一審判決(福島地判昭和五九・七・二三判時一一二四号一一一頁、

行集三五巻七号一〇三八頁以下。以下判時の頁数のみで引用)でさらに精緻化され、伊方控訴審判決(高松高判昭和五九・一二・一四判時一一三六号四二頁)、東海第二第一審判決(水戸地判昭和六〇・六・二五判時一一六四号一〇八頁。以下頁数のみで引用。もっとも本判決は、立証責任については、原告側に負わせており、この点が他の判決と一見異なることになる。しかし、それは「あくまで客観的立証責任のことであるし、Y(処分行政庁)引用者)に対し一応裁量権の逸脱・濫用がないと言いうる程度の合理性の立証を要求している」と解される点から、実際的にはさして違いはない」との評価もあり(同判決のコメント一同五頁)、筆者も同様に理解している)、福島第二控訴審判決(仙台高判平成二・三・二〇判時一三四五号五八頁)と、論旨の展開には多少の違いがあるが一貫して支持されてきている。

(8) 高木・註(3)一三〇頁以下。

(9) 高木・註(3)は、この点に関する詳細な検討を行っている。一三五頁以下。

(10) この点については、かねて指摘してきた。佐藤・註(6)二〇頁。

(11) 阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律上の論点」ジュリ六八号二〇頁など。

(12) 阿部・註(1)「国土開発と環境保全」三二七頁藤原・註(5)二八頁が参考になる。

(13) (14) 原田尚彦「環境権と裁判」一四九〜一五〇頁。